

国住心第 374 号
令和 7 年 3 月 26 日

独立行政法人都市再生機構 総務部長 殿

国土交通省住宅局
安心居住推進課長
(公印省略)

「事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者」と同様の文言を用いた規定の解釈について (通知)

令和 6 年 3 月、最高裁判所において、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律 (昭和 55 年法律第 36 号。以下「犯給法」という。) に関し、「犯罪被害者と同性の者は、同法 5 条 1 項 1 号括弧書きにいう「婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者」に該当し得る」との解釈を示す判決が出されました。

これを踏まえ、住宅関係法令において犯給法第 5 条第 1 項の「事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者」と同様の文言を用いた規定についても、各条項の規定の趣旨を鑑みた上で、「同性パートナー」*に関する解釈について以下の通り整理したのでお知らせいたします。

※各主体が「事実上婚姻関係と同様の事情にある」と認めた同性間の関係にある者。

記

以下の条項において「配偶者」には「事実上夫婦と同様の関係にあるもの」を含むと規定されているところ、当該「事実上夫婦と同様の関係にあるもの」には「同性パートナー」を含む。

1. 高齢者の居住の安定確保に関する法律 (平成 13 年法律第 26 号) 第 49 条第 1 項第 4 号
2. 高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則 (平成 13 年国土交通省令第 115 号) 第 19 条第 2 号ロ

以上

<参考資料>

- ・ 犯罪被害者給付金不支給裁定取消請求事件 (令和 4 年 (行ツ) 第 318 号、同年 (行ヒ) 第 360 号) 判決文
- ・ 参照条文